『標示願』申請後の流れ

標準事務期間：約３ヶ月

申請者（実務取扱者）	狛 江 市	備　　考
『土地境界標示願』，『道路区域の境界標示願』のご申請	受付審査 → 受 理 → 担当者決定 → 資料調査 → 市担当者から実務取扱者へ連絡	＊ 審査完了後、市の担当者が決まります。資料調査等が済み次第、担当者よりご連絡します。
※ 申請受付より約１週間後市よりご連絡します。	初 回 打 合 せ	＊ 初回の打合せでは、資料の提供や、測量範囲・線形の方針・立会い箇所などを確認します。
	線 形 案 の 検 討	＊ 初回打合せ以降は、メールでのやり取りをご活用ください。
	線 形 の 仮 決 定	＊ 狛江市では『立会通知』を市から発送します。そのため、立会日については、線形仮決定の17日後以降に設定させていただいています。
	※ 立会日は、「線形の仮決定（検討図の完成）」から17日後以降	
	立 会 日 の 決 定	
	立会通知の作成・送付	＊『立会通知』は申請者へも送付します。申請者の現地立会いを省略する場合は、立会い省略に関わらず、事前に申請者へも通知が来る旨をお知らせ願います。
土地境界図の下図作成・修正	現 地 逆 打 ち	
	立 会 い 協 議	＊ 原則、市が立会うのは、代表する１日としています。必要に応じて関係者の日程調整をお願いします。
	関係土地所有者から『合意書』又は『確認書』を取得	＊『合意書』や『確認書』については、市が立会日当日持参します。
	確定境界標の設置	
	※ 下図については、検討図完成後、いつでもご提出ください。	
	土 地 境 界 図 の 下 図 作 成 ・ 修 正	＊ 土地境界図の下図については、立会い前でも適宜確認させていただきますので、メールにてご送付ください。
	課内決裁 → 申請者の『合意書』又は『確認書』の作成	＊『合意書』又は『確認書』は申請者のみ土地境界図を合わせて綴じこみます。
『合意書』等のご提出	審 査	※『合意書』等ご提出から『境界確定通知書』の引渡しには、１週間～10日程度かかります。
※ 最終提出物は、以下のとおり。 （１）申請者の『合意書』又は『確認書』 （２）土地境界図　１部 （３）検討図（最終版） （４）Ｐ点遠景・近景写真	『境界確定通知書』の作成	
	『境界確定通知書』の引渡し	＊『境界確定通知書』については、申請者宛ては実務取扱者へ手渡しします。それ以外の関係土地所有者へは市から郵送します。